
令和3年大和町議会8月随時会議会議録

令和3年8月12日（木曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（17名）

1番	穴戸一博君	11番	千坂裕春君
2番	児玉金兵衛君	12番	門間浩宇君
3番	佐々木久夫君	13番	藤巻博史君
4番	佐藤昇一君	14番	堀籠日出子君
5番	今野信一君	15番	馬場久雄君
6番	犬飼克子君	16番	大須賀啓君
7番	馬場良勝君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君
10番	渡辺良雄君		

欠席議員（1名）

8番	千坂博行君		
----	-------	--	--

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	財 政 課 長	菊 地 康 弘 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	都市建設課 課 長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政 策 課 長	江 本 篤 夫 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時00分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、おはようございます。

会議の前に申し上げます。本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の集団発生を防止するため、傍聴席側の扉を常に開放し、休憩中は議場の両扉を開き換気を行います。議員及び執行部の皆様におかれましても、会議中のマスクの着用をお願いします。

なお、現在の県内における感染状況、さらに全国的なこととなりますが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言におけます緊急事態措置とまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更を受け、随時会議及びこの後の全員協議会の出席を6月定例議会に引き続き三役及び議案審議関係課長等とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

また、ただいま9月までのクールビズ実施期間中でありますので、暑さをしのぎやすい服装で差し支えありませんので、上着を取る方は取っていただいて結構でございます。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

ただいまから令和3年大和町議会8月随時会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番馬場久雄君及び16番大須賀 啓君を指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本随時会議の議会期間は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日1日のみに決定いたしました。

日程第3「報告第10号 専決処分の報告について（令和3年度大和町一般会計補正予算）」

日程第4「報告第11号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更に
ついて）」

日程第5「報告第12号 「専決処分の報告について（令和3年度大和町一
般会計補正予算）について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第3、報告第10号 専決処分の報告について（令和3年度大和町一般会計補正
予算）から日程第5、報告第12号 専決処分の報告について（令和3年度大和町一
般会計補正予算）までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の令和3年
度一般会計歳入歳出予算事項別明細書、括弧書きで専決第2号と記載されました書類
につきましても、お手元にご準備をお願いいたします。

報告第10号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年度大和町一般会計補正予算に
ついて、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報
告いたすものでございます。

ページの中ほどから下でございます、専決処分書のとおりでございます、専決処
分の日は令和3年6月11日でございます。

2ページをお願いいたします。

令和3年度大和町一般会計補正予算（専決第2号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ3,898万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を131億1,213万円とするものでございます。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、議案書3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書（専決第2号）の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

16款2項3目衛生費国庫補助金1節保険衛生費補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費といたしまして、3,876万6,000円を追加計上いたしましたものでございます。

21款1項1目繰越金につきましては、歳入歳出の金額調整といたしまして、令和2年度会計からの繰越金21万7,000円を措置いたしましたものでございます。

歳入は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

続きまして、歳出でございます。

4款1項2目予防費でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業費の補正を行ったものでございます。今回の補正につきましては、国の方針によりまして、希望する高齢者の皆様に7月末まで2回のワクチン接種を行うための追加の予算計上と予算の組替えを行ったものでございます。

具体的には、6月19日、20日、7月10日、11日に総合体育館を会場に行いました集団接種に係る経費が主となるものでございます。

3節でございます。新型コロナワクチン集団接種に従事いたします職員延べ344人分の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当でございます。

7節は、新型コロナワクチン集団接種に従事していただく医師、看護師等への報奨金でございます。

11節につきましては、新型コロナワクチン集団接種に係ります各種通知の郵送代及び集団接種従事者の傷害保険料でございます。

12節につきましては、新型コロナワクチン集団接種の会場設営業務委託料1,760万円。町内各地区と接種会場間のシャトルバス運行业務委託料316万8,000円を追加いた

しまして、合わせて11節及び13節への予算組替えを行いまして188万4,000円を減額するものでございます。

13節でございます。新型コロナワクチン集団接種会場の空調機器借り上げ料1,100万円。ウェブ予約システムへの機能追加のための利用料44万円でございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

議案書4ページをお願いいたします。

報告第11号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

5ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について次のとおり専決処分いたしましたものでございます。

記といたしまして、1、件名及び契約名でございます。令和2年大和町議会9月定例会議におきまして、議案第78号により議決をいただきました令和2年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）でございます。

2、金額の変更でございます。議決をいただきました契約金額は1億2,540万円、変更後の契約金額が1億3,003万1,000円、契約金額の増額が463万1,000円でございます。

3、変更の理由でございます。本工事につきましては、橋梁点検により補修が必要と判定されたことから補修工事を行ったものでございます。橋面舗装板撤去後に既設の床版、橋を通行する床の部分でございますが、その状態を確認したところ床版が損傷しており、部分的に打ち替えや補充材による修復が必要となったため、修復を行ったものでございます。

また、当該路線につきましては重要路線でありますことから、作業時間通行止めといたしまして施工しており、床版修復につきましても短時間で硬化可能なコンクリート材にて修復したものでございます。

令和3年6月25日専決。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

つづきまして、議案書の6ページをお願いいたします。併せまして、別冊の令和3年度一般会計歳入歳出予算事項別明細書（専決第3号）につきましてもご準備をお願いいたします。

報告第12号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年度大和町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

ページの中ほどから下でございます、専決処分書のとおりでございます、専決処分の日は令和3年7月5日でございます。

7ページをお願いいたします。

令和3年度大和町一般会計補正予算（専決第3号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます、歳入歳出それぞれ190万5,000円を減額いたしまして、予算の総額を131億1,022万5,000円とするものでございます。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、議案書8ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書（専決第3号）の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整でございます、190万5,000円を減額いたしまして、財政調整基金に戻し入れるものでございます。

歳入は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

続きまして、歳出でございます。

3款1項2目老人福祉費、敬老事業費に関わるものでございまして、敬老会開催中止に伴う科目間の予算の一部組替えでございます。

7節報償費は敬老会開催中止に伴い、75歳以上の対象高齢者に対し、町よりお祝い品を進呈するための賞賜金でございまして、585万8,000円の増額でございます。お祝い品につきましては、区長会の役員の方々のご意見等をお伺いしながらも、お祝い品としまして今回九重をお祝い品という形で対象高齢者の方に配付させていただくよう発注しております。

10節につきましては、敬老会開催中止に伴いまして対象高齢者に対する食糧費の予算を予定しておりましたが、中止という形でございますので776万3,000円の食糧費の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で報告第10号から報告第12号までを終わります。

日程第6「議案第48号 令和3年度大和町一般会計補正予算（第4号）」

議長（高平聡雄君）

日程第6、議案第48号 令和3年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして、議案書の9ページをお願いいたします。併せまして、別冊の令和3年度一般会計歳入歳出予算事項別明細書（第4号）につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第48号 令和3年度大和町一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、債務負担行為の補正につきましては追加でございまして、10ページの第1表によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

「第1表 債務負担補正」でございまして、追加であります。事項につきましては、中坪渋井線（（仮称）下草橋）委託事業でございます。こちらは国土交通省に橋梁仮設工事を委託するものであります。

期間につきましては、令和4年度でございます。なお、令和3年度予算につきましては、当初で予算をお認めいただいております。今回国土交通省が令和3年度から令和4年度までの工事を1本発注いたしますことから、令和4年度分をお願いするものでございます。

限度額につきましては、1億7,084万7,000円でございます。

それでは、別冊の事項別明細書（第4号）の1ページをお願いいたします。

こちらの表には左上から、事項と限度額がございまして、その3つ隣が期間でございまして、ただいまご説明した内容と同じでございます。右側には財源内訳がございまして、特定財源の国県支出金につきましては、国土交通省の社会資本整備総合交付金といたしまして8,542万3,000円、一般会計は8,542万4,000円を予定いたしております。

債務負担行為補正の内容につきましては、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で議案第48号 令和3年度大和町一般会計補正予算の説明を終了します。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第49号 令和3年度大和町水道事業会計補正予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第7、議案第49号 令和3年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 （蜂谷俊一君）

よろしくお願ひします。

続きまして、議案書11ページをお願ひします。

事項別明細書は、第4号の2ページからとなりますのでよろしくお願ひします。

議案第49号 令和3年度大和町水道事業会計補正予算（第2号）であります。

第1条総則。令和3年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条資本的収入及び支出。予算第4条本文括弧書き中「1億7,655万1,000円」を「1億8,627万5,000円」に、過年度分損益勘定留保資金についても同額に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。1款資本的支出について972万4,000円を追加し、3億4,796万6,000円に、1項建設改良費についても同額を追加し、2億8,439万円とするものでございます。

事項別明細書第4号、3ページ。令和3年度大和町水道事業会計補正予算内訳書をお願ひします。資本的収入及び支出になります。

1款1項建設改良費1目配水管布設事業費の調査設計費になります。本年、5月18日午前8時過ぎにです。国道457号1級河川吉田川に係ります、つなぎ水管橋口径300ミリにおいて漏水が発生しているとの一報が入り、現場に向かうとともに上下水道課庁舎中央監視室において宮床送水管から午前4時過ぎより、時間当たり50トンの漏水を確認したところであります。現地からも3径間構造のうち、吉田川から数えて1径間目のエアベン付近より漏水確認の一方が入りました。修繕作業の依頼を行うとともに、断水作業での修繕も考えられましたことから、迂回ルートとして同じく吉田川に係ります高田中央橋に仮設し、総合体育館へ排水してあります口径200ミリと町道宮床吉岡線への埋設工事を行う前には宮床送水管国道457号より総合体育館に排水してあります口径100ミリを利用し、つなぎ水管橋部分を一時断水し、切り替え作業を行ったものの水圧、口径等から十分な量が宮床2号ポンプ場に送れなかったため、仮設も含め検討してあります。

現場における修繕方法については、仮設足場を設置し、目視確認状況から鋼管の腐食等による漏水や、附属するエアベン部分からの漏水などが考えられたことから、補修材や溶接による補修を検討したところでありますが、漏水箇所は径間の真ん中付近で、補修材による重量増や水管橋交換の肉厚が薄くなっていることが想定されたため、溶接修繕を行うことによる新たな漏水を生むことも考えられたこと。

さらには、整備時期が昭和53年度末完成で、昭和55年宮城県受水から使用し、完成後40年を越えますことから新たな水管橋とするための更新設計費をお願いするものがあります。

現状の構造体の重量以下に抑えることで、下部工の補強等がないような形状を考えておるところでございます。

なお、現在は、つなぎ橋上流側歩道を占用させていただき、仮設管200ミリを配管し送水している状況でございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

以上で、議案第49号 令和3年度大和町水道事業会計補正予算の説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第50号 令和3年度子育て支援住宅建築工事（吉田地区）
請負契約について」

議長（高平聡雄君）

日程第8、議案第50号 令和3年度子育て支援住宅建築工事（吉田地区）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、議案書12ページをお願いします。

議案第50号 令和3年度子育て支援住宅建築工事（吉田地区）請負契約についてでございます。

上記工事につきましては、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

本件につきましては、予定価格が5,000万円以上となりますことから議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的につきましては、令和3年度子育て支援住宅建築工事（吉田地区）でございます。

2、契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3、契約の金額につきましては、3,608万円でございます。うち消費税が328万円でございます。

4、契約の相手方につきましては、大衡村駒場字彦右衛門橋104番地6、熊田建業株式会社でございます。

それでは、別冊の議案第50号関係資料のご準備をお願いいたします。こちらの説明資料につきましてご説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

初めに、入札の状況についてでございます。

1の入札参加資格といたしまして、（1）地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。（2）令和3年・4年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者であること。（3）入札公告日から入札の日までに宮城県内の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。（4）建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。（5）工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること。（6）宮城県内に本社または営業所等を有すること。（7）大和町入札参加資格承認時点において、建築一式工事の格付がB級以上で総合評定値（P）が700点以上であることといたしました。

次に、2の入札の方法でございます。

（1）ダイレクト型一般競争入札とする。（2）入札書は、郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすることとし、指定の期日に間に合わなかった者は失格とする。（3）この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行するとしたものでございます。

続きまして、3、入札参加者でございます。

入札参加者は、記載の3者に参加をいただきました。企業名は記載のとおりでござ

います。

4、入札の結果でございます。

(1) 入札調書であります。令和3年7月29日に入札を執行し、記載のとおり
の結果となりました。この工事の予定価格は5,045万円。低入札調査基準価格は4,411万
8,000円であり、入札の結果最低応札者につきましては、大和町低入札価格失格基準
第3条第2項の失格基準が、最低入札価格が予定価格の3分の2の9割を下回った場
合としておりまして、その割合は予定価格の約60%相当となり、その項目に該当いた
しましたので失格といたしたところであります。

これによりまして、第2位以下の応札者が低入札調査基準価格を下回った応札額と
なりましたので、落札保留といたしました。

2ページをお願いいたします。

この結果を受けまして、令和3年8月2日に第2位の応札者であります熊田建業株
式会社から積算内容等につきまして事情聴取を行い、8月4日に低入札価格調査委員
会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行いました。

低入札価格の事情聴取では、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当し
ないことを確認し、低入札価格調査につきましては積算内容の精査及びそのほか等の
基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が確認可能と判断し、熊田建業
株式会社を落札者に決定し、8月10日に仮契約を締結したものでございます。

契約の内容でございます。請負代金額3,608万円、消費税を除いた金額3,280万円
でございます。契約相手方は大衡村駒場字彦右衛門橋104番地6、熊田建業株式会
社でございます。

次に、事業の概要でございます。

1の施工場所は、大和町吉田字仁和多利地内。

2の完成工期は、令和4年3月25日を予定しております。

3の工事概要につきましては、木造戸建て2戸、延床面積A=155.68平米。内訳と
いたしまして、1戸当たり77.84平米となっております。

以下記載のとおり工事内容となっております。

次に、2ページにつきましては、施工箇所の位置図でございます。

続きまして、3ページの図面をお願いいたします。

こちらの図面につきましては、整備配置図でございます。今回の宅地は、造成地中
央部の2区画の宅地部分であります。図面の黒線に囲まれた部分につきましては、既
存の支援住宅3戸であります。赤線部分が今回の工事を行う4号棟、5号棟の住宅及

び物置となっております。

なお、4号棟につきましては、西側からの玄関。5号棟につきましては、東側からの玄関となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

こちらの図面は平面図でございます。左側が4号棟の住宅、右側が5号棟住宅となっております。部屋につきましては、リビング、ダイニング、キッチン、主寝室、子供部屋2部屋の3LDKタイプであります。なお、赤書きで記載しておりますが、リビング、ダイニングの腰壁、お便りボックス及びげた箱につきましては、大和町産の木材を使用することといたしております。そのほか構造材等につきましても、極力大和町産材の木材を使用するものとしたものでございます。

6ページをお願いいたします。

こちらの図面は、建物の立面図となっております。

以上が令和3年度子育て支援住宅建築工事（吉田地区）請負契約の概要でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、議案第50号 令和3年度子育て支援住宅建築工事（吉田地区）請負契約についての説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

3番佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

2つほど質問したいと思います。

1つは、構造材について極力大和町産木材ということです。確認はどのようにしてやるか、それをお聞きしたいと思います。

あともう一つは、この金額でやって金が大分余りますよね。余った金でもう1棟建ててもらえないのでしょうか。

それを2つお願いします。以上です。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

今の佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、大和町産材の確認等につきましてのご質問でございますが、木材のところの産地証明というのが出ますので、そちらの産地証明で大和町産材というふうなもので確認してございます。

次に、お金等にあるんでもう1棟というのもございますが、まず、宮床地区ででも4戸、吉田地区についても2戸ということで、6戸の今回、今年度につきましては支援住宅のほうを建てることにしておりますので、まずはその入居の状況を見ながら、まずはその6戸について全部入居していただくというようなのを目的にしまして、今回やっていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。（「分かりました」の声あり）

議長（高平聡雄君）

ほかに。堀籠日出子さん。

14番（堀籠日出子君）

それでは、1点伺います。今現在、木材資材等々の不足、木材等々が不足してハウスメーカー等でも資材の高騰のほかに新築住宅建設の遅れが出ている傾向にあるという情報を聞いているんですけれども、今回のこの事業につきましては、そのような影響がないのか。また、出てきたらどのようにするのかお伺いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

堀籠議員さんのご質問にお答えします。

まず、木材の需要の件なんでございますが、その熊田建業のほうに事情聴取したときに、やはり地元の森林組合のほうに依頼するというようなことで、そちらから確保しているというような情報というか回答をいただいておりますので、それにつきましては大和町産材、もしくは県産材とかも使える形にはなっているので、その回答で町としては承認している形にございます。なお、足りなくなったという場合につきましては、状況を見ながら木材屋さんも例えば県内にも大分ございますので、そちらのほ

うにも声がけとかしていただくような考えを持っていますので、よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

堀籠日出子さん。

1 4 番 (堀籠日出子君)

全国的に、世界的にも木材市場が不足しているような状況というメディアのいろんな話で聞いていますけれども、やはり建設の完了の日程も決まっているわけですので、やはりそういう追加で、また木材市場が、資材が高くなったので追加ということにならないように早めに材料屋さんに声がけをしていって材料の確保をしていただきたいと思います。

また、大和町産の木材を使用するということですので、この点につきましては計画どおり、それ以上に実施できるような体制でお願いしたいと思います。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 (亀谷 裕君)

堀籠議員さんの質問にお答えします。

そうですね、施工の管理のほうをやはりしっかりして、そういったことのないように注意を払いながら工事のほうを進めてまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第51号 令和3年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）請負契約について」

議長（高平聡雄君）

日程第9、議案第51号 令和3年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

引き続きよろしくお願ひいたします。

議案書13ページをお願ひいたします。

議案第51号 令和3年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）請負契約についてでございます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願ひするものでございます。

本件につきましては、予定価格が5,000万円以上となりますことから議会の議決をお願ひするものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的につきましては、令和3年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）でございます。

2、契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3、契約の金額につきましては、1億1,407万円でございます。うち消費税が1,037万円でございます。

4、契約の相手方につきましては、仙台市宮城野区新田一丁目16番4号、株式会社エス・ケイ・ディ仙台支店でございます。

それでは、別冊の議案第51号関係資料をお願ひいたします。こちらの説明資料に基づきましてご説明させていただきます。

1ページをお願ひいたします。

初めに、入札の状況についてでございます。

1の入札参加資格といたしまして、（１）地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。（２）令和3・4年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者であること。（３）入札公告日から入札の日までに、宮城県内の地方公共団地から指名停止処分を受けていないこと。（４）建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。（５）工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること。（６）宮城県内に本社または営業所等を有すること。（７）大和町入札参加資格承認時点において、土木一式工事の格付けA級以上、総合評定値（P）が1000点以上であることといたしました。

次に、2の入札の方法でございます。

（１）ダイレクト型一般競争入札とする。（２）入札書は、郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすることとし、指定の期日に間に合わなかった者は失格とする。（３）この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行するとしたものでございます。

続きまして、3、入札参加者でございます。

入札参加者は、記載の3者に参加をいただきました。企業名は記載のとおりでございます。

4、入札の結果でございます。

（１）入札調書であります。令和3年7月29日に入札を執行し、記載のとおり結果となりました。この工事の予定価格は1億3,485万円。低入札調査基準価格は1億1,359万2,000円であり、入札の結果、第1位及び第2位の応札者が低入札調査基準価格を下回った応札額となりましたので、落札保留といたしました。

2ページをお願いいたします。

この結果を受けまして、令和3年8月2日に第1位の応札者であります株式会社エス・ケイ・ディ仙台支店から積算内容等につきまして事情聴取を行い、8月4日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行いました。

低入札価格の事情聴取では、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査におきましては積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、株式会社エス・ケイ・ディ仙台支店を落札者に決定し、8月10日に仮契約を締結したものでございます。

契約の内容でございます。請負代金額は1億1,407万円で、消費税を除いた金額は1億370万円でございます。契約相手方は仙台市宮城野区新田一丁目16番4号、株式会社エス・ケイ・ディ仙台支店でございます。

次に、事業の概要でございます。

1の施工場所は、大和町落合桜和田字川前一番地内外。

2の完成工期は、令和4年3月31日を予定しております。

3の工事概要は、施工延長L=111メートル。平均幅員W=7.05メートル。

以下記載のと通りの工事内容となっております。

次に、3ページにつきましては、施工箇所の位置図でございます。

続きまして、4ページにつきましては、補修一般図となっております。

図面カラー着色部分でございますが、今回の工事を行う箇所となっております。

図面上段の図でございますが、橋梁を吉田川下流側から見た側面図となっております。まして、上部工及び下部工の断面修復、ひび割れ補修等を行う区間を記載したものでございます。

図面中段の図は、側面図を上空から見た平面図でございます。まして、着色部分につきましては上部工の橋面防水、床版補修及び舗装打ち替え工等を行う区間を記載したものでございます。

以上が令和3年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）請負契約の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で、議案第51号 令和3年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）請負契約についての説明を終了します。

これから質疑に入ります。

3番佐々木久夫君。

3番（佐々木久夫君）

では、お聞きしたいんですけども、前回補正で400万円ほど追加工事ありましたよね。今回はその危なっかしい強化コンクリート打つ場所というのは想定して積算しているのでしょうか。それを聞きたいと思います。最初積算をしておいて、そして後、減額するとなると、いいのかなと。後から追加、追加というのがなんかおかしいなという感じ、設計のミスがあるんじゃないかと、こう見ざるを得ないんですけども、そこら辺の説明をよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 (亀谷 裕君)

それでは、佐々木議員さんのご質問にお答えします。

まず、床版の補修等の質問とございますが、まず、床版補修につきましては昨年度も舗装板を入った後に床版の状況を確認したものでございます。今回も床版の確認につきましては、度合いと範囲とかはやはり目視で確認して打音調査、ハンバーではたいて調査していく形で補修の範囲を決めていくこととしてございますので、今回につきましては前年度の調査の範囲の割合を含めまして、一定の形で積算のほうを加えてございます。

内容につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 (高平聡雄君)

3 番佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

ということは、また壊してというか床版を剥ぐ、舗装を剥がした時点でまた再調査をするということですね。前回はこういう補正を組んでいるんで、同じじゃないかなという私は想定するんですけども、そこら辺ももう少し考えて発注していただいたほうがかえって、業者のほうがか安く取っていただくんで、最初からそれを含めた金額でやってもらったほうがいいのかと思います。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 (亀谷 裕君)

佐々木議員さんのご質問にお答えします。

やはりどうしても修繕の度合いとか、範囲についてはやはり目視で確認しないとなかなか難しい面もございますので、今回につきましてはそのような形で、去年と引き続き同じではございますが、そういった形で工事のほうを進めてまいりたいと考えてございます。よろしくお願いたします。

議 長 (高平聡雄君)

3 番佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

こういう橋、傷んでいるのは悟溪寺橋だけじゃないと思いますので、今後そういうことを考えて、考慮して仕事を発注していただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

議 長 (高平聡雄君)

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 (亀谷 裕君)

そうですね、悟溪寺橋以外にもやはり修繕しなきゃいけない橋がございますので、その辺も含めながら今後、調査のほうとか進めてまいりたいと考えてございます。

よろしく願いいたします。(「終わります」の声あり)

議 長 (高平聡雄君)

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年大和町議会8月随時会議を散会とし、休会とします。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時49分 散 会